

幼稚園、保育所、認定こども園などの 利用料無償化のお知らせ

開始日
10月1日(火)

国は、消費税引き上げの10月1日に合わせ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育て世帯の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を実施します。

この、国の無償化政策の他、市の独自施策として10月以降も同時入所の場合の第2子以降については、所得に関わらず保育料（3歳以上児に関しては副食費を含む）を無償とします。詳しくは、市子ども課へお問い合わせください。

①対象となる子ども

- ① 3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども
- ② 0歳児から2歳児までの子どものうち、保育の必要性※がある住民税非課税世帯の子ども

※保育の必要性とは…保護者が次のいずれかの条件に該当することが必要です
 ・月64時間以上の就労 ・妊娠、出産（前後8週） ・疾病、障がい ・同居、入院などしている親族の介護・看護
 ・求職活動 ・就学 など

②対象施設・サービス

① 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所

- ・通常の保育時間の保育料が無償化対象です
- ・教材費、副食費（おかず、おやつなど）、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担です。ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども、同時入所の場合の第2子以降の子どもなどについては、副食費が免除されます
- ・保育の必要性がある1号認定(※)の子どもは幼稚園などの預かり保育料も無償化対象です（無償化対象の上限あり）

② 一時預かり保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設

- ・現在①の施設に入園していない人は②のサービスが無償化の対象となる場合があります（無償化対象の上限あり）

③ 児童発達支援

- ・園に入園している・いないにかかわらず、すくすく親子教室、児童デイサービスさんこまなどの利用料は全て無償化対象です

③施設・サービスを無償で利用するための手続き

(1) 現在、①の施設に入園している人

- ・1号認定の子どもで預かり保育を利用しない場合や、2・3号認定(※)の子どもは手続き不要です
- ・1号認定の子どもで保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合は手続きが必要です。手続きの方法は各園を通してご案内します

(2) 現在、①の施設に入園していない人

- ・①②に当てはまる人で②のサービスを利用する場合は手続きが必要です
- ・①②に当てはまらない人は、無償化対象外のため手続きは不要です

(3) 現在、③のサービスを利用している人

- ・手続きは不要です

※認定区分

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定（教育標準時間認定）	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定（保育認定）	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定（保育認定）	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

胆大心小

たんだいしんしょう…強い勇氣、大きな志と共に、細やかな思いやりの心で真の復興へ

ラグビーワールドカップ2019
釜石開催を成功させましょう

ラグビーワールドカップ2019
釜石開催がいよいよ近づいてきました。7月に開催したパシフィックネイションズカップでの課題を克服して、ワールドカップ観戦のため世界中から集まるお客さまのためにも、大会を成功に導かなくてはなりません。市民の皆様には、大型バスの往来や列車の乗降、交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、釜石会場でのチケットも残りわずかですが販売中です。まだチケットを手に入れていない方は、この機会に購入し、釜石に来るトッププレーヤー、サポーターの方々と一緒に、釜石鶴住居復興スタジアムで一生に一度の体験をしましょう。

さて、ワールドカップ後のスタジアム活用方法については、さまざまな提案などもいただいているところですが、市民、三陸沿岸市町村にとってより良いスタジアムとなるよう、市民の皆さんの知恵をお借りして、世界に釜石と三陸を発信できる拠点にしていきたいと思っております。

釜石市長 野田武則

